

**北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書（令和4年10月版）  
の一部改定について**

令和4年(2020年)10月1日以後の入札日から適用する北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書（令和4年10月版）において、以下の項目を改定する。

**【改定概要】**

	項目	概要	改定頁
1	( I 測量業務) 2-10 成果等	誤植  旧) 提出すべき成果品等は、別表2-2-1または2-2-2によるものとする。  新) 提出すべき成果品等は、別表2-2によるものとする。	I -2-11

## 2-7 用地調査書の作成

受託者は、2-2 資料調査 から 2-6 用地実測図等の作成 までに定める業務の成果品により用地調査書(様式2-19号)を作成しなければならない。集計は所有者ごとに、地番別・地目別に区分し、地番別の小計を求め所有者ごとに合計を求めるものとする。

## 2-8 国公有地の測量調査

1. 国有林野地内の測量調査については、林野庁測定規定、国有林野測定業務審査基準及び、「道路の建設管理に伴う国有林野の使用に関する覚書」によらなければならない。
2. 北海道有林野地内の測量調査については北海道有林野測定要領によるものとする。
3. 前2項に規定するもの以外の国公有地については、当該国公有地を管理する官公署の定めによるものとする。

## 2-9 立木調査

北海道建設部が施行する公共事業に必要な土地等の取得又は使用に伴い、国公有地に立ち入って立竹木の調査をおこなうときは、当該財産を管理する官公署の手続きによるものとする。

## 2-10 成果等

提出すべき成果品等は、別表2-2によるものとする。

別表一 覧 表

別表 No.	名 称	備 考	頁
2-1	図面記載事項		I-2-12
2-2	成果品及び測量記録		I-2-13
2-3	地目別色別凡例		I-2-15
2-4	記号凡例		I-2-17